道路自費工事申請の手引

平成３０年４月改訂

（令和４年２月22日一部修正）

横浜市道路局

目　　次

第１章　制度の趣旨等.....1
１　道路自費工事とは
２　所管部署
３　主な自費工事の内容
４　費用負担について
５　周辺住民への説明等

第２章　申請者の手続.....3
１　事前相談
２　申請・添付図書
３　承認・取下届
４　着手届・変更届・中止届・中間立会
５　完了届・完了検査
６　合格通知

第３章　審査基準.....6

第４章　関連法令及び様式.....19
１　関連法令
(1) 道路法 第 24 条・第 57 条・第 71 条(一部抜粋)・第 87 条
(2) 道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則（横浜市）
２　様式
(1) 道路工事等施行承認申請書（及び記載例）
(2) 道路工事等取下届（及び記載例）
(3) 承認後各種届[着手・変更・中止・完成]（及び記載例）
(4) 申請隣接地の所有者の同意届出書（及び記載例）
(5) 乗入れ施設用簡易図面（及び記載例）
(6) 申請図面作成例

改訂履歴
平成２９年４月１日 制定
平成３０年４月１日一部改訂
令和４年２月 22 日一部修正（港南土木事務所の所在地を修正しました。）

第１章　制度の趣旨等

１　道路自費工事とは

道路管理者以外の者が道路に関する工事又は維持を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません（道路法第 24 条）。この工事等に要する費用は承認を受けた者が負担することとされているため（道路法第 57 条）、通称「自費工事」と呼ばれています。

２　所管部署

各区土木事務所にて所管しています。

【土木事務所一覧】

(https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html)

名称	所在地	電話番号
鶴見土木事務所	鶴見区鶴見中央 3-28-1	045-510-1669
神奈川土木事務所	神奈川区神大寺 2-28-22	045-491-3363
西土木事務所	西区浜松町 12-6	045-242-1313
中土木事務所	中区山下町 246	045-641-7681
南土木事務所	南区浦舟町 2-33	045-341-1106
港南土木事務所	港南区港南中央通 10-1	045-843-3711
保土ケ谷土木事務所	保土ケ谷区神戸町 61	045-331-4445
旭土木事務所	旭区今宿東町 1555	045-953-8801
磯子土木事務所	磯子区磯子 3-14-45	045-761-0081
金沢土木事務所	金沢区寺前 1-9-26	045-781-2511
港北土木事務所	港北区大倉山 7-39-1	045-531-7361
緑土木事務所	緑区十日市場町 876-13	045-981-2100
青葉土木事務所	青葉区市ケ尾町 31-1	045-971-2300
都筑土木事務所	都筑区茅ケ崎中央 32-1（都筑区総合庁舎 4 階）	045-942-0606
戸塚土木事務所	戸塚区戸塚町 2974-1	045-881-1621
栄土木事務所	栄区小菅ケ谷 1-6-1	045-895-1411
泉土木事務所	泉区和泉中央北５－１－２	045-800-2532
瀬谷土木事務所	瀬谷区三ツ境 153-7	045-364-1105

なお、区境道路の所管は、各区土木事務所にお問い合わせください。

３　主な自費工事内容

工事が完了した後は、道路管理者が管理していくこととなりますので、道路管理者が工事する場合と同等の水準で整備していただくこととなります。

主な工事の内容は次のとおりです。

・歩道の切り下げ・切り上げ
・街路樹、植樹桝の移設又は撤去
・防護柵等の移設又は撤去
・カーブミラー、照明灯の移設等
・標識の移設等（道路管理者が管理しているもの）
・側溝の新設、改良
・その他道路に関する工事

4 費用負担について

道路法第 57 条により、承認を受けた者の負担により施工することとなります。ただし、道路管理者が行う工事と重複する場合は、費用負担及び施工区分について、別途協議することとなります。

【区分の例】

	項目	費用負担及び施工区分
1	既設の歩道等を横断して、車庫等路外施設に出入りするために、乗入れ施設を設置するとき。	申請者費用負担、施工
2	道路管理者の工事で歩道が新設される場合において、当該工事以前から存在する車庫等路外施設に出入りするために、乗入れ施設を設置するとき。	道路管理者費用負担、施工
	ただし、申請者側の理由により、形状及び構造を変更しようとするとき。	申請者差額増分負担、施工
3	道路管理者による歩道の改良に伴い、既設乗入れ施設に変更が生じるとき。	道路管理者費用負担、施工
	ただし、申請者側の理由により、形状及び構造を変更しようとするとき。	申請者差額増分負担、施工
4	道路管理者が行う歩道の新設又は改良に合わせて、申請者が新たに設ける車庫等のための乗入れ施設を設置するとき。	申請者差額増分負担、施工

5 周辺住民への説明等

工事を実施するに当たっては、周辺にお住まいの方々にあらかじめ工事の内容を周知し、理解を得られるよう努めてください。また、工事実施個所の隣接地の地権者においては同意を得るよう努めてください。

第２章　申請者の手続

一般的な手続は以下のとおりです。

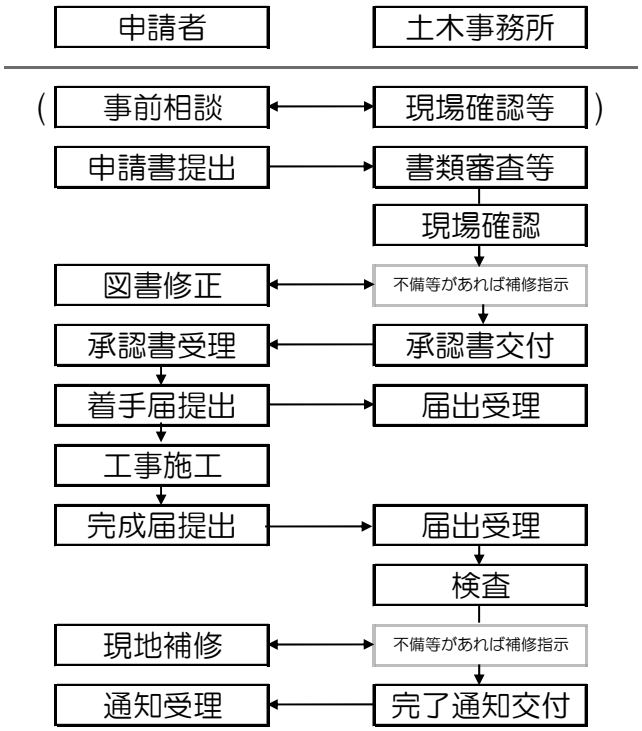

※申請書提出から承認書交付までは、30 日が標準処理期間となります。

※道路上で工事することについては、道路管理者による承認のほか、所轄警察署長から「道路使用許可」を受ける必要があります。

※完了検査を経た後は、施設は道路管理者に引き渡され（帰属）、道路管理者が管理することとなります。ただし、工事に瑕疵があった場合は、申請者において瑕疵のある施設を手直しするとともに、第三者に損害を与えた場合はその賠償をしなければなりません。なお、瑕疵担保期間は、合格通知交付日から起算して１年間です。

※完了届の提出がない場合は申請者が管理し続けることになりますので注意してください。

１　事前相談

申請前に必ず事前相談を行ってください。なお、開発許可・宅地造成・位置指定・建築確認の場合の手続については、以下を参考にしてください。

	開発許可	宅地造成	位置指定	建築確認
関連法令	都市計画法第 29 条 都市計画法第 32 条	宅地造成等規制法第８条	建築基準法第 42 条第１項第５号	建築基準法第６条
各種手引	都市計画法による開発許可の手引　（建築局） 公共施設管理者の基準（32 条同意・協議基準）	宅地造成の手引（建築局）	道路位置指定申請のしおり（建築局）	横浜市建築基準条例及び同解説（建築局）ほか
所管部署	建築局宅地審査課 調整区域課 道路局維持課指導係	建築局宅地審査課 調整区域課	建築局宅地審査課 調整区域課	建築局建築安全課 民間指定機関
事前相談時期（極力早めに）	横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づく標識設置後	許可申請前	事前審査願申請前	建築確認申請前
申請時期	開発許可後、工事着手前	宅地造成許可後、工事着手前	事前審査願申請後、審査済交付まで	建築確認済証交付後、工事着手前

なお、道路照明灯や電線共同溝、橋梁等の工事の場合、別途関係課との協議が必要な場合があります。詳細については各区土木事務所にお問い合わせください。

２　申請・添付図書

添付図書は下表を確認してください。申請書に不備がある場合には、受付けできない場合がありますので御注意ください。道路管理者が必要と認めた場合には、別途図書の提出が必要な場合があります。

図書名	記載事項等
道路工事等承認申請書	手引様式を参照
案内図	著作権等の問題がないものを提出
計画平面図	【主な記載事項】縮尺１/500 以上 方位、道路区域の境界、各計画高、側点、縦横勾配・延長、曲線半径、縦断曲線延長、勾配変化点の高さ及び区間距離、Ｌ型及びU字溝の種別、舗装種別、安全施設の位置･形状･ガードレール等、歩道及び切下げ位置・形状、敷地内の土地利用計画、視覚障害者誘導用ブロックの配置
計画縦横断図	【主な記載事項】縮尺１/50 以上 幅員構成（車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車帯、自転車歩行者通行帯、路肩等による構成幅員）、横断勾配（%）、中央高からの高低差、中心線からの単距離及び追加距離、測点及び路線番号、道路地下埋設物の位置及び形状
構造図	使用する道路構造物標準図集を添付
現況の写真	遠景及び近景で現地状況がわかるものを添付
道路台帳平面図及び区域線図の写し又は道水路境界調査図の写し	道路台帳平面図及び区域線図は各区土木事務所及び横浜市ＨＰより閲覧印刷可、道水路境界調査図の写しは各区土木事務所で入手可 ※工事によって、境界標を一時撤去・復旧する可能性がある場合には、境界標点間距離の実測値を赤書きしたものを完成届時に提出が必要
その他道路管理者が必要と認めた図書	必要応じて添付（道路管理者が必要と認めた場合） ・擁壁関係（構造計算書、展開図、配筋図、地質調査資料など） ・32 条協議図面 ・土地使用承諾書 ・申請隣接地の所有者の同意届出書 （工事個所に接する土地所有者、申請者が同様の場合は不要） ・公図や全部事項証明書

※　それぞれ２部提出してください。

３　承認・取下届

(1) 承認

道路管理者は、工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理者上の支障の有無などを総合的に考慮して、承認又は不承認の処分を行います。主な基準は、第３章の審査基準を参照してください。なお、工事施工者は、原則として建設業法による許可を受けた業者としてください。また、道路境界標は、撤去又は移動しないことが原則ですが、工事施工上やむを得ず一時撤去する場合は、事前に所轄土木事務所と協議し承諾を得て実施をしてください。その場合、工事完了までに境界調査図面などに基づき、復元し、境界調査図に実測図を記入し提出してください。

(2) 取下届（第４章様式等参照）

承認前に申請を取り下げる場合には、取下届を提出してください。

４　着手届・変更届・中止届・中間立会

(1) 着手届（第４章様式等参照）

承認書の交付を受けた後、工事着手する前には着手届を提出してください。

(2) 変更届（第４章様式等参照）

工事計画に変更がある場合で、工期の変更や数量の変更等、軽微な変更の場合は変更届を提出してください。なお、当初の申請にない工種や工事を追加する等、新たに審査が必要となるような場合は再申請が必要です。再申請の場合は、当初申請の中止届を合わせて提出してください。

(3) 中止届（第４章様式等参照）

承認後施工前に工事等を中止する場合には、中止届（承認書を添付）を提出してください。

(4) 中間立会

承認の際に付された条件により、中間立会が義務付けられている場合があるので、条件等を必ず確認してください。

５　完了届・完了検査・合格通知

(1) 完了届

工事完成後、速やかに所轄土木事務所に道路工事等完成届を提出してください。着手日から完了検査に合格するまでの間、工事箇所の管理は申請者が行うこととなりますので、必ず完了届を提出してください。完了届の提出がない場合は申請者が管理し続けることになります。

(2) 完了検査

土木事務所と日程調整の上検査を受けてください。

(3) 合格通知

適正な工事等と認めた場合は、合格通知を交付します。必ず、受領してください。

第3章　審査基準

1　趣旨

道路法第 24 条の規定に基づき、道路管理者が道路管理者以外の者による道路工事等を承認する際の基準を、行政手続法第５条に基づき定める。

2　総則

道路管理者は、工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断する。

判断にあたり考慮する主たる項目は以下のとおり。

(1)　「横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例」及び第３章　４　関連法令及び関連技術基準等に適合するよう計画すること。

(2)　構造物は、「道路構造物標準図集（横浜市道路局）」及び「横浜市下水道設計標準図（横浜市環境創造局）」に規定されている構造基準を満たすこと。

(3)　道路は、安全性、耐久性、維持管理の確実性及び容易さ、地形や較差物件等の外部的な諸条件を考慮し計画すること。

なお、この基準に定めのない事項、事業ごと特殊な事項、又は緊急車両等の利用がある場合（消防署、病院等）等については、申請者と道路管理者との協議により、承認の可否を決定することとする。

3　個別基準

(1)　自動車の乗入れ施設

自動車の乗入れ施設の一般的基準は以下のとおり。ただし、交通安全上の配慮がなされ、管理上特に支障がないと道路管理者が認める場合は、この限りでない。なお、歩道の無い場合については、イ及びエ（エ）、エ（ク）の基準を適用する。

ア　乗入れ施設の設置箇所数（図 - 1 参照）

乗入れ施設は、申請者敷地の間口の範囲に１箇所とすること。ただし、他の乗入れ施設から５ｍ以上ある場合は、２箇所設置することができる(既存施設に増設し２箇所とする場合も含む)。その場合、出入口を除き官民境界の民地内に柵又は車止め等（車両が歩道へ出ない構造）を設置すること。

イ　乗入れ施設の設置場所（図 - ２参照）

乗入れ施設は、原則として次の場所には設置することができない。

(ｱ) 交差点及び交差点の側端から５ｍ以内

(ｲ) 横断歩道及びその５ｍ以内

(ｳ) バス停留帯（標柱又は標示板のみの場合は、その位置から５ｍ以内）

(ｴ) 踏切、地下道及び地下鉄の出入口並びに横断歩道橋の昇降口から５ｍ以内

(ｵ) 道路の曲がり角から５ｍ以内

(ｶ) 道路照明灯、消火栓、防護柵及び車止め等の設置箇所

(ｷ) 橋の部分

【図－１】乗入れ施設の設置場所

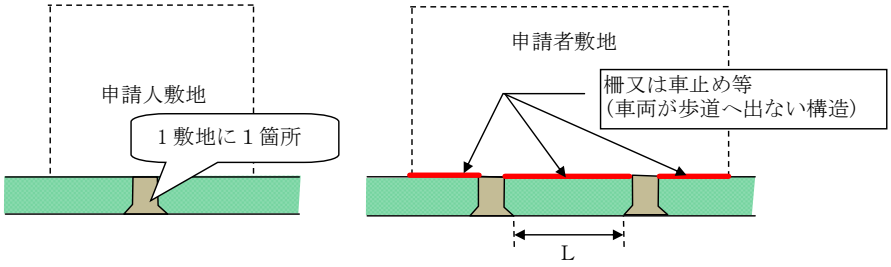

【図－２】乗入れ施設の設置場所（Ｌ：５ｍ以上）

ア　交差点

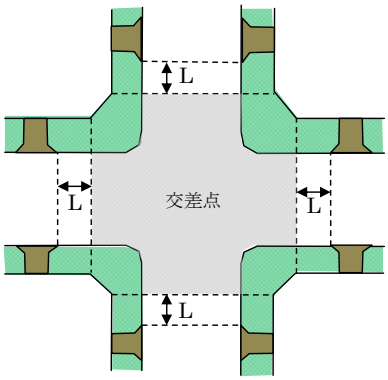

イ　横断歩道

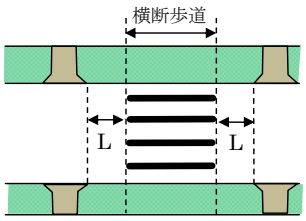

ウ　バス停留帯

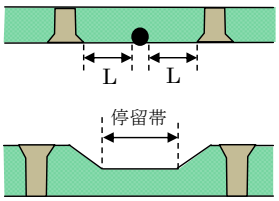

エ　踏切等

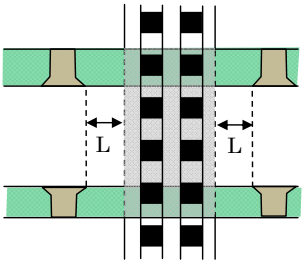

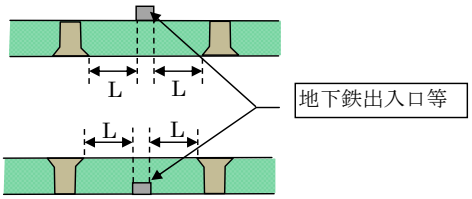

オ　道路の曲がり角

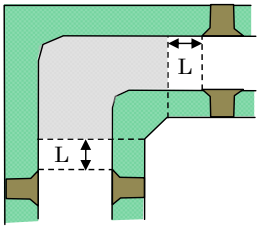

カ　防護柵等

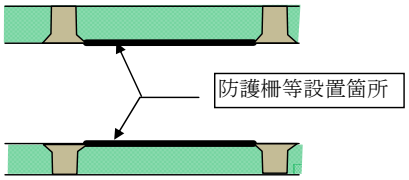

キ　橋の部分

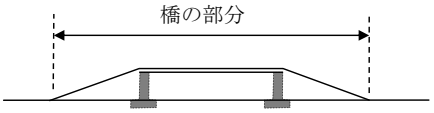

ウ 乗入れ施設の幅員（表 - １参照）

乗入れ施設の幅員は、利用車両の形状・寸法により、表 - １のとおりとすること。ただし、下記項目全てに該当した場合、表以外の幅員とすることができる。

(ｱ) 利用車両や敷地の形状から車両が敷地内において転回することが著しく困難な場合

(ｲ) 実態に即した合理的に説明のできる車両（長さ、幅、軸距、輪距、最小回転半径）の軌跡が提出され、その計画が交通安全上支障ないと判断できる場合

(ｳ) 歩道内の安全対策のため、車止め等の安全対策を講じる場合

(ｴ) その他必要な安全対策を講じる場合

エ 乗入れ施設の形状及び構造等（図 - ３参照）

(ｱ) 平坦部の確保

歩道面には、原則として１m以上の平坦部を連続して設けるものとし、当該平坦部分には、道路標識その他の路上施設又は電柱その他の占用物件は、やむを得ない場合を除き設けないこと。

(ｲ) 歩道面と車道面とのすり付け部

すり付け部の勾配は 15%以下とし、平坦部を可能な限り広く確保すること。ただし。特殊縁石を用いた場合の勾配は 10%以下とすること。

(ｳ) (ｲ)によるすりつけができない場合（全面切下げ）

歩道の幅が狭い場合など、イによるすりつけができない場合には、乗入れ部を全面切下げて、すり付けること。

(ｴ) 歩車道境界の縁石高さ

歩車道境界の段差は５ｃｍとする。ただし、自転車や車イス等による利用が主となる場合は、２ｃｍとすることができる。なお、歩道の無い私道取付部については、２ｃｍとすること。

ただし、私道に公道の表面排水等が流れ込むなど支障がある場合には５ｃｍとすること。

(ｵ) 歩道面の横断勾配

歩道の横断勾配は、１％とする。ただし、透水性舗装等以外の場合や沿道の状況等によりやむを得ない場合は２％とすることができる。

(ｶ) 歩道面の縦断勾配

歩道の縦断勾配は、５％以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、８％以下とすることができる。

(ｷ) 舗装構成（表 - ２参照）

舗装の構造は、自動車の総重量により、表 - ２のとおりとすること。

(ｸ) 構造物

乗入れ施設設置に伴う構造物は、「道路構造物標準図集（横浜市道路局）」、「横浜市下水道設計標準図（横浜市環境創造局）」、集水桝は滑り止め細目ボルト固定を標準とする。なお、特殊縁石は、車種によっては、車両下部損傷のリスクがあることから、乗り入れする車両が限定されている場合で、かつ、土地利用者の理解が得られる場合に限り使用することができる。また、上記理由から、不特定多数の乗り入れがある駐車場には特殊縁石を採用しないこと。

(ｹ) 平面形状

乗入れ角度は 90 度を原則とすること。

(ｺ) 側溝の管理枡

ＬＵ型側溝及びＬＯ型側溝等については、宅内排水の接続部に管理枡を設置すること。また、側溝の曲がり部にも必要に応じて管理枡を設置すること。

【表－１】乗入れ施設の幅員

車種別区分				
区分	車種	形状		乗入れ幅員
		車両長さ	車両幅	(斜ブロックを除く。)
1	軽（乗用車・トラック等）	3.4m 以下	1.48m 以下	2.4m 以下 (ブロック４本)
2	小型（乗用車・トラック等）	4.7m 以下	1.7m 以下	4.2m 以下 (ブロック７本)
3	普通乗用車	5.28m 以下	1.89m 以下	
4	大型（乗用車・トラック等）	7.5m 以下	2.5m 以下	7.8m 以下 (ブロック１３本)
5	大型（乗用車・トラック等）	10.0m 以下	2.5m 以下	9.6m 以下 (ブロック１６本)
6	大型（乗用車・トラック等）	12.0m 以下	2.5m 以下	10.8m 以下 (ブロック１８本)

※　歩車道境界ブロックは標準 0.6m/本

【図－３】乗入れ施設の形状及び構造等

(ｱ)平坦部、(ｵ)横断勾配

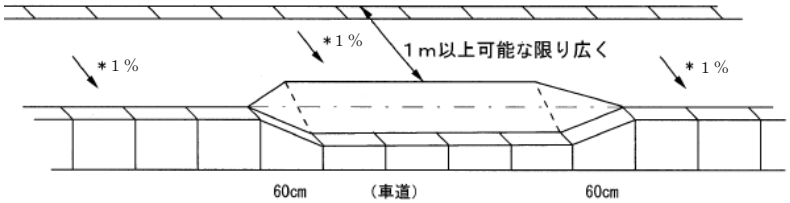

(ｳ)全面切下げ、　(ｶ)縦断勾配

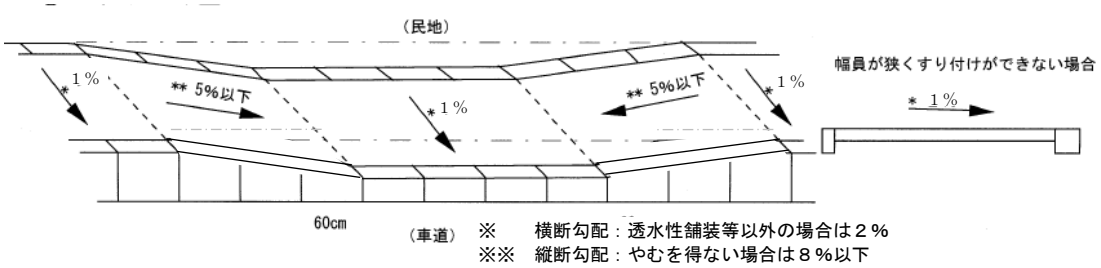

(ｲ)すり付け部

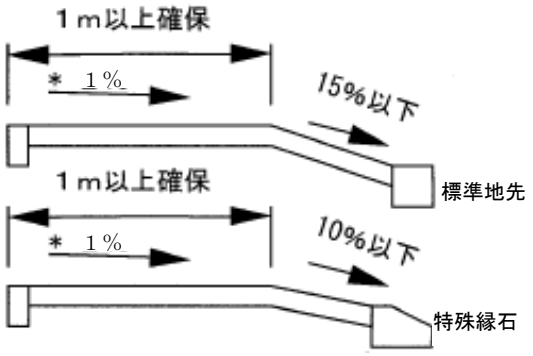

(ｸ)構造物（道路構造物標準図集抜粋）

歩道形態 / 交通量区分	単　断　面	複　断　面	セミフラット型式
N4・N5・N6・N7 (A・B・C・D交通)	タイプ 3・4 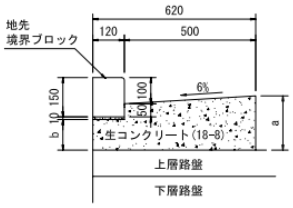 注）地先境界ブロックについては地先との関連及び現場の状況等により歩車道境界ブロックとする事が出来る。	タイプ 1・2 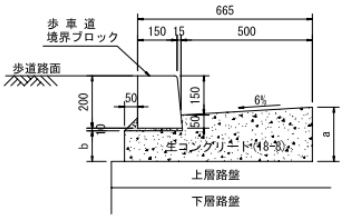 	タイプ 1・2 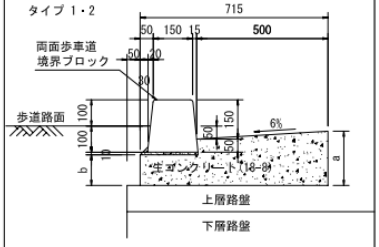
N3(L交通) (ただしN4(A交通)で特に幅員構成上止むを得ないもの)	タイプ 6 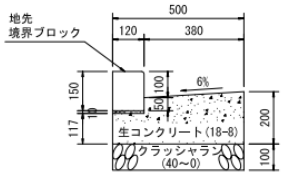 注）既設路盤上に施工する場合は、基礎材は省略してもよい。	タイプ 5 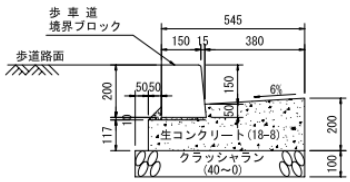 注）既設路盤上に施工する場合は、基礎材は省略してもよい。	タイプ 5 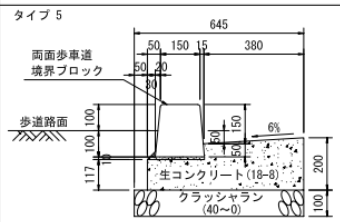 注）既設路盤上に施工する場合は、基礎材は省略してもよい。
構 造 基 準	1. エプロン勾配は6%を標準とするが、歩道巻込み部の段差切下げの場合、又は車道の幅員構成上エプロンを車線に含めて使用する必要がある場合は、2%とすることができる。 2. a、bの寸法はタイプにより異なるので、次項以降参照のこと。 3. ブロックの目地は、5mmを標準とする。 4. 施工目地間隔は、20mを標準とし雨水桝間に設置する。 5. L形側溝底部の基礎については、N3(L交通)の場合のみ単独基礎となる。		

歩道切下げ部

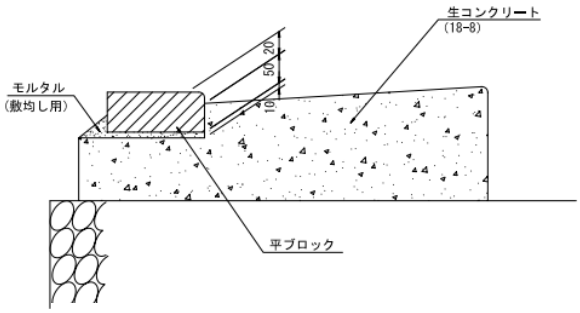

自動車乗入れ部
（ 複 断 面 ）

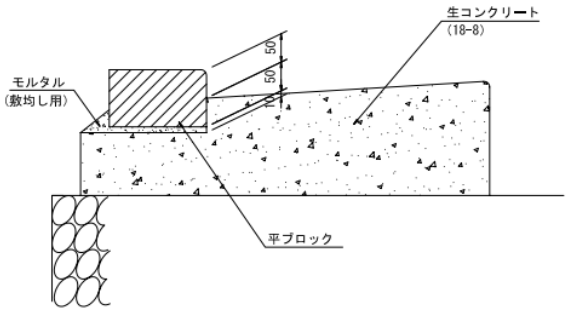

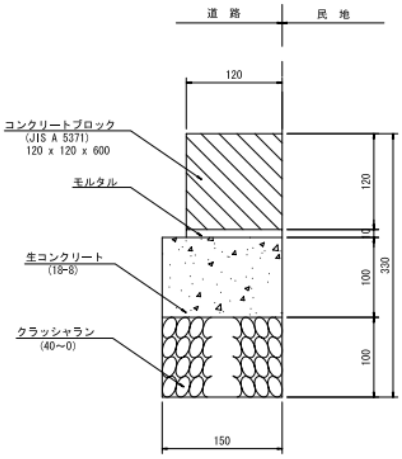

（ 単 断 面 ）

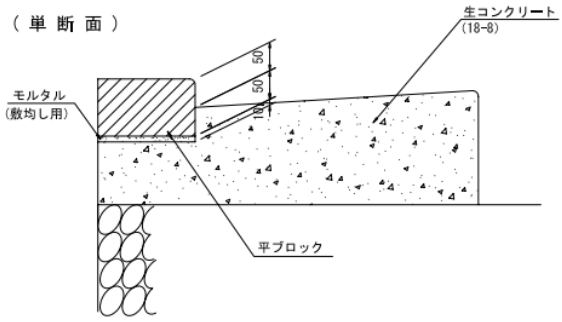

※　特殊縁石例（利用条件あり）

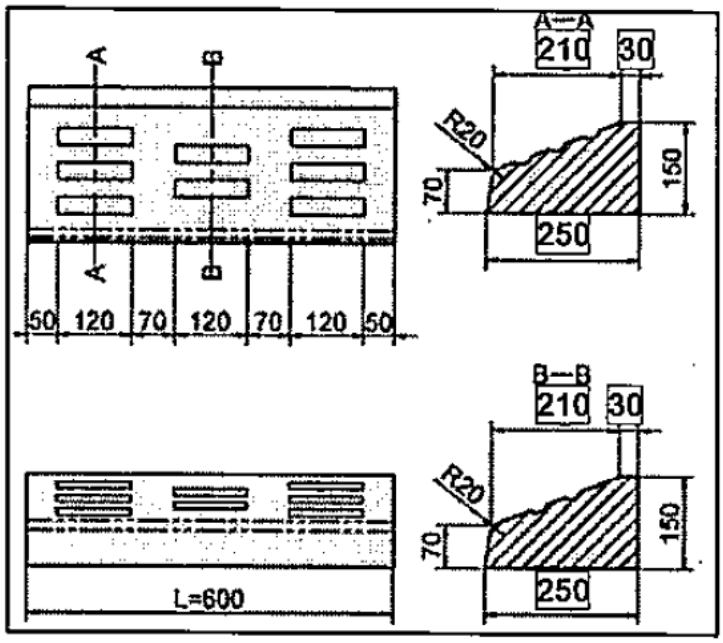

東京都（府中）型（10cmすりつけ）

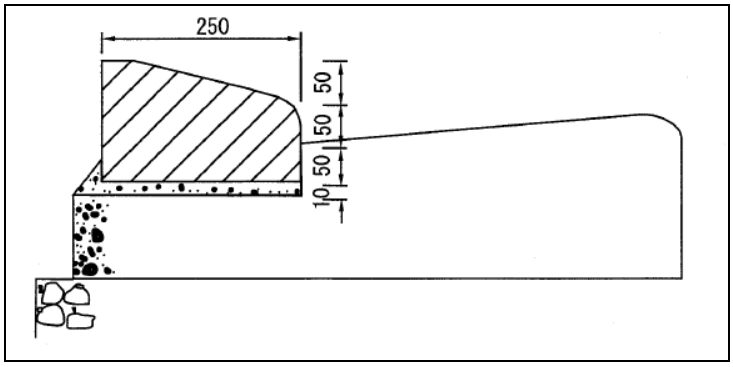

(ｹ) 平面形状

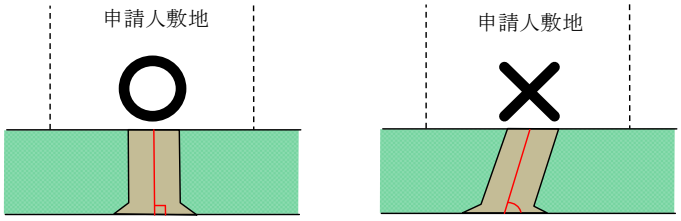

【表 - 2】舗装構成

アスファルトコンクリート舗装・半たわみ舗装

区分		車種	舗装構成					適用
記号	総重量区分		表層	中間層	基層	路盤（RC−40）	合計厚	
a	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	4cm（開粒）			10cm	14cm	個人住宅用
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	10cm	20cm	
b	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	5cm（開粒）			15cm	20cm	上記以外（駐車場等）
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	10cm	20cm	
c	2t以上4.5t未満	4t積トラック・特殊車	5cm（開粒）			25cm	30cm	特殊車は、その車両の総重量により、a～fの区分を行うこと。
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	20cm	30cm	
d	4.5t以上8t未満	4t積トラック・特殊車・小型マイクロバス（定員19～29名）	5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	25cm	35cm	
e	8t以上20t未満	8t積・11t積トラック・特殊車・大型バス（定員76～95名）	5cm（半たわみ）	5cm（粗粒(20)）	5cm（粗粒(20)）	35cm	50cm	
f	20t以上25t未満	16t積トラック・特殊車・セミトレーラー	5cm（半たわみ）	5cm（粗粒(20)）	5cm（粗粒(20)）	40cm	55cm	

※ 総重量：車両重量最大積載重量乗車定員重量（1名55kg）
※ 上記の舗装構成は乗入れ幅員（表－1）の範囲とし、すりつけ部は歩道一般部と同一構成とします。
※ 耐久性等を考慮して、上記表の同等以上の舗装構成に変更することができる
※ 耐久性や景観等を考慮して、表層（区分a, b, c）は半たわみ舗装とすることができる

平板ブロック

区分		車種	舗装構成					適用
記号	総重量区分		平板ブロック	敷砂	基層	路盤（RC−40）	合計厚	
a	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	6cm	3cm	4cm（粗粒(20)）	10cm	23cm	個人住宅用
b	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	8cm	3cm	4cm（粗粒(20)）	15cm	30cm	上記以外（駐車場等）

※ 総重量：車両重量最大積載重量乗車定員重量（1名55kg）
※ 上記の舗装構成は乗入れ幅員（表－1）の範囲とし、すりつけ部は歩道一般部と同一構成とします

(2) 街路樹

街路樹は、市民の皆様にご協力いただき大切に育ててきた横浜市民の財産であるため、道路自費工事を計画する際には、なるべく街路樹の撤去を伴わない計画の検討を行うこと。やむを得ず撤去を行う場合は、その本数を極力減らすようにするとともに、原則として下記の基準で対象の樹木の移植又は新植(新たな樹木を他の植樹桝に植樹)を行うこと。

ア 事前に地域の方々の了解を得るよう努め、周知及び調整を十分に行うこと。

イ「横浜市街路樹設置基準」に適合するよう計画すること。

ウ 高木（概ね高さが３m以上の樹木）を撤去する場合は、次のとおりとすること。

(ｱ) 対象の高木が移植可能かどうか検討を行い、幹周(地上高1.2mでの樹木の幹の周囲寸法)が25cm以下であれば、周辺の空いている植樹桝へ移植を行う。

(ｲ) 移植ができない場合は、当該高木を撤去し、撤去本数分を周辺(当該区内)の空いている植樹桝に高木を補植する。

(ｳ) 高木を補植する植樹桝がない場合は、中木又は低木に換算して補植を行う。

(ｴ) 高木を補植する場合は、鳥居支柱を設置する。

(ｵ) 補植する場所については、各区土木事務所と協議する。

エ 中木(概ね高さが 1～3m)、低木(概ね高さが 1m未満)を撤去する場合は、次のとおりとすること。

(ｱ) 原則として周辺の空いている植樹桝へ移植を行う。

(ｲ) 枝葉が少ないなど移植するのに不適切な場合は、移植せず撤去とし、撤去本数分を新植する。

(ｳ) 樹木本数の換算は、高木１本あたり中木５本、または低木 25 本とすること。

オ 補植等の場合、撤去する樹木の規格にかかわらず、高木は幹周 21ｃm以上、中木は高さ 1.5m、低木は高さ 0.4mとすること。

カ 移植又は補植等を行う低木の標準植栽密度は、標準的な葉張り 0.4mのツツジの場合、７本/㎡とすること。

キ 樹種は、補植等を行う桝のある路線の主要樹種とすること。

ク 補植後、１年以内に枯れた場合は植替えとすること（承認条件となります)。

ケ 根上がり対策工事実施樹木の周辺を掘削する場合は試掘を行い、根を傷つけないようにするとともに、掘削した根系誘導耐圧基盤材は元通り埋戻しを行うこと。

コ 撤去する街路樹の根は、抜根し地中に残置しないこと。

サ 街路樹付近の掘削により根を切断する場合は、必要に応じて事前に樹木医による街路樹診断おこなうこと。

シ 現道での植樹桝新設、既存植樹桝の大規模な改変の場合は、事前に街路樹協議（道路局施設課）を行うこと。

ス 仮設出入口の設置に伴う街路樹の伐採は、認められない。

セ 切り下げ部と植樹桝の標準的な配置は図－４のとおりとする。

ソ 競合施設との標準的な離隔は、図－５のとおりとする。

タ 移植又は補植等にあたっては土壌改良を行うこと（標準的な改良方法は図－６のとおり)。

チ 新設時における配植の標準的な考え方は、図－７のとおりとする。

ツ 新設時における歩道と植栽帯の標準的な幅員は、図－８のとおりとする。

【図 - ４】切り下げ部と植樹桝の標準的な配置

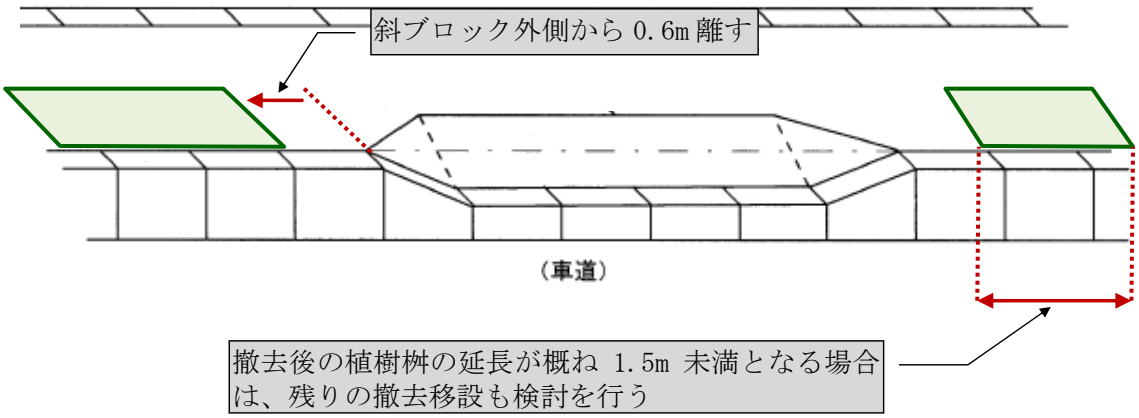

【図 - ５】競合施設との標準的な離隔

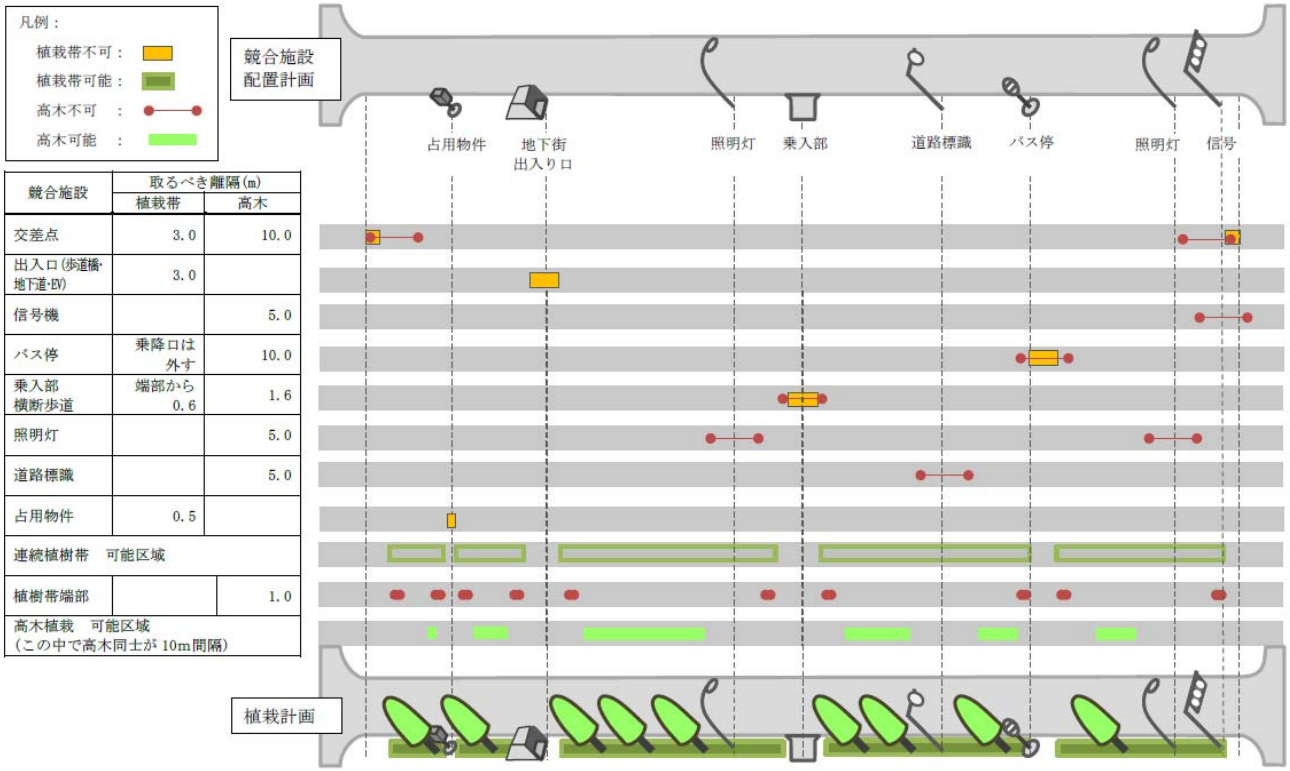

競合施設	取るべき離隔(m)	
	植栽帯	高木
交差点	3.0	10.0
出入口(歩道橋・地下道・EV)	3.0	
信号機		5.0
バス停	乗降口は外す	10.0
乗入部横断歩道	端部から 0.6	1.6
照明灯		5.0
道路標識		5.0
占用物件	0.5	
連続植樹帯　可能区域		
植樹帯端部		1.0
高木植栽　可能区域（この中で高木同士が 10m 間隔）		

【図 - ６】標準的な改良方法

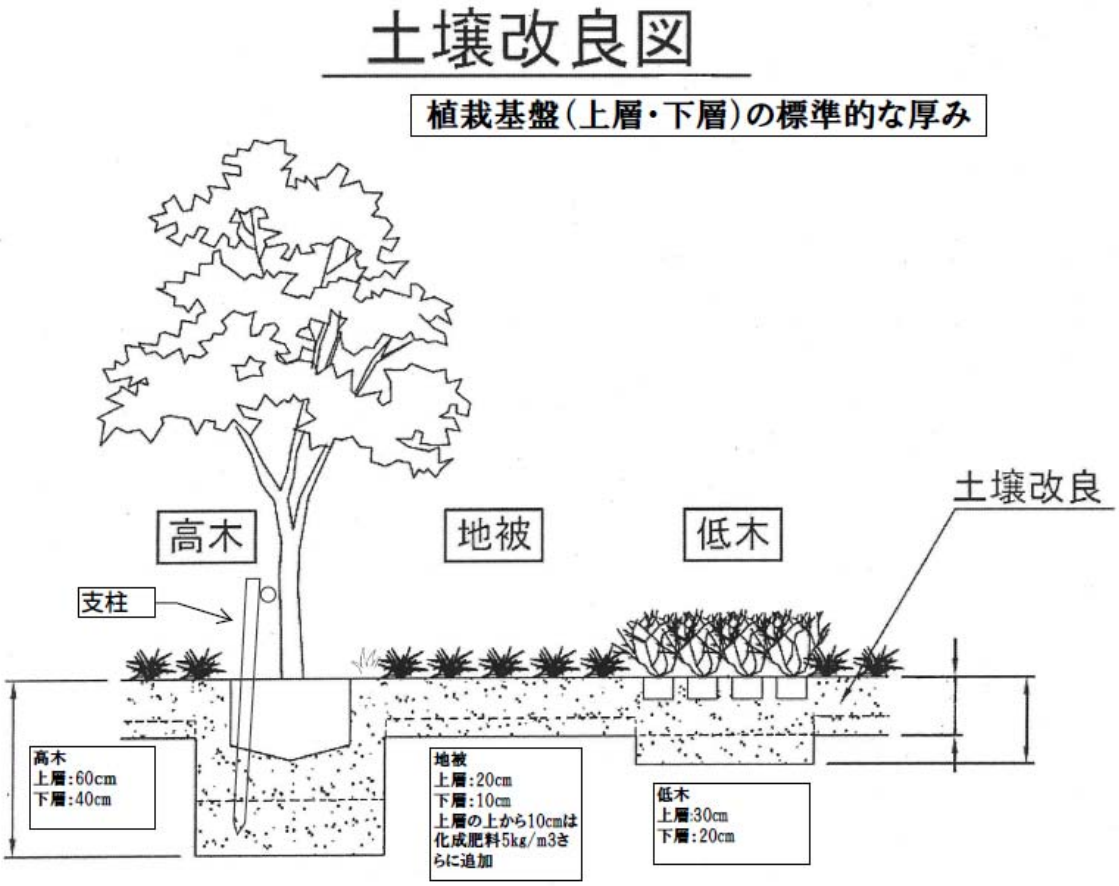

【図 - ７】配植の標準的な考え方（※樹種については協議とする）

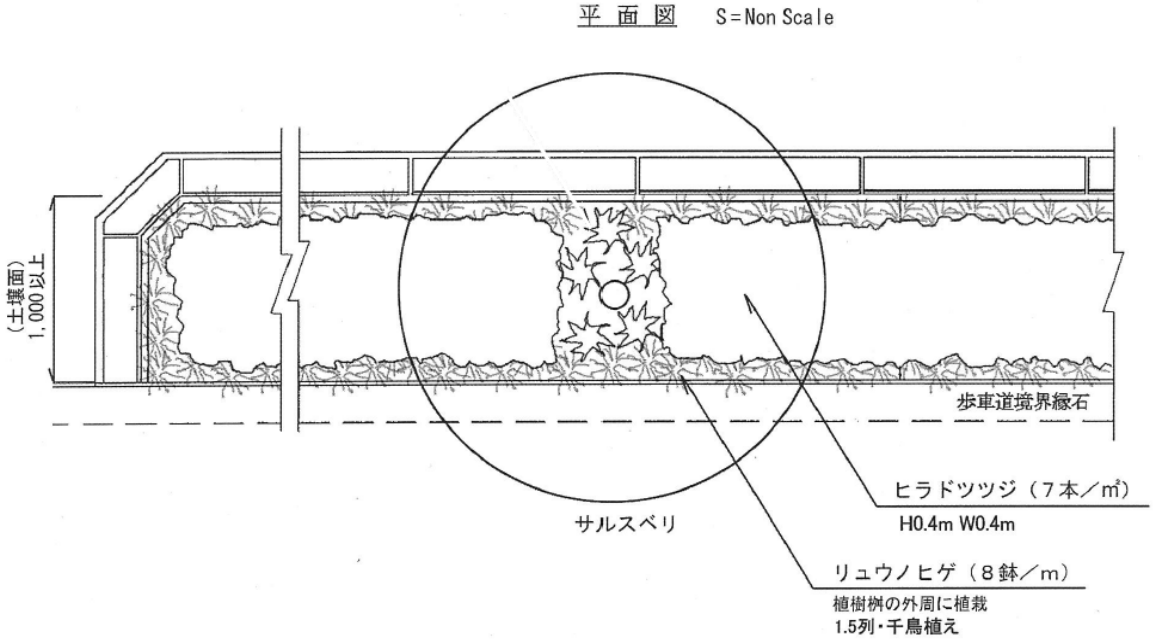

【図 - ８】歩道と植栽帯の標準的な幅員

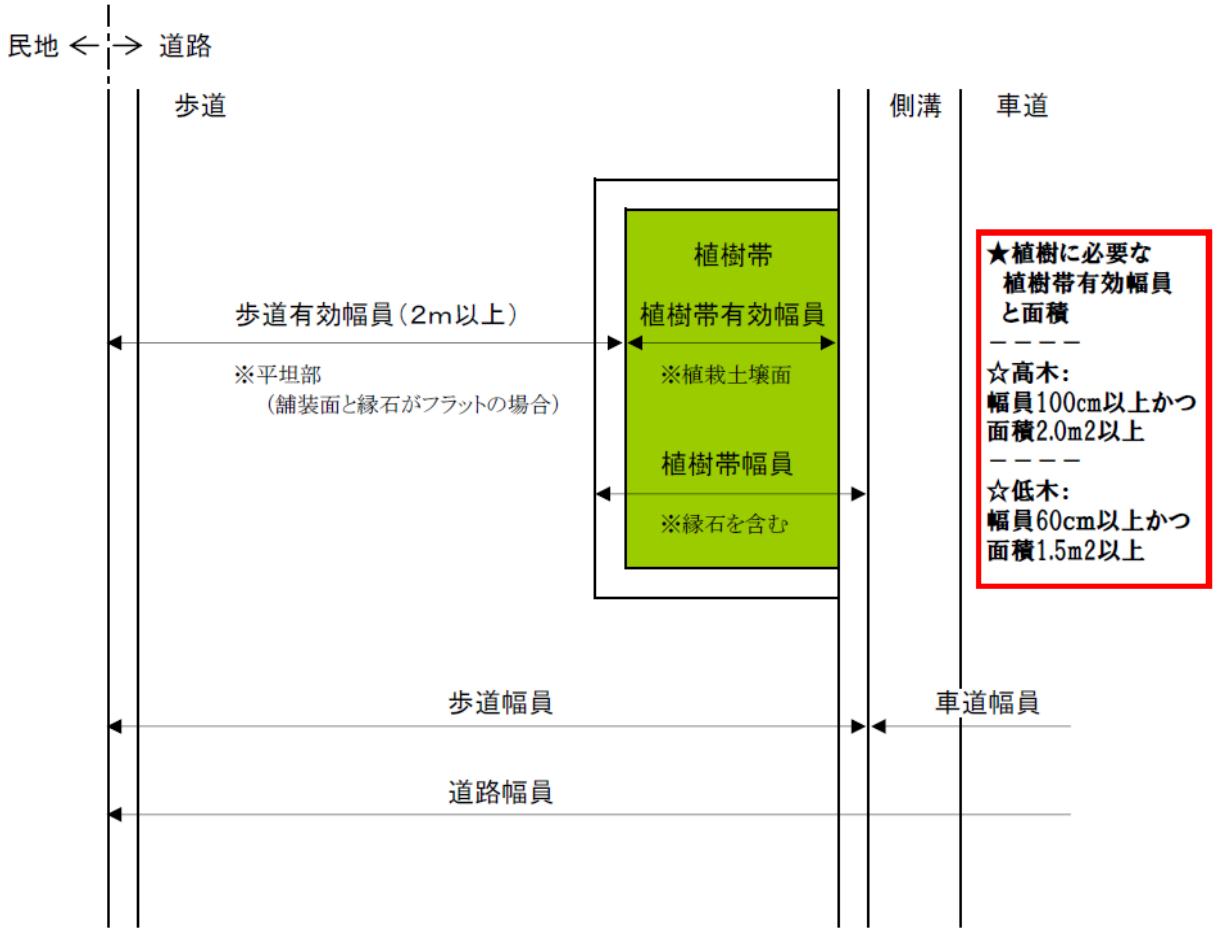

＜平面図＞

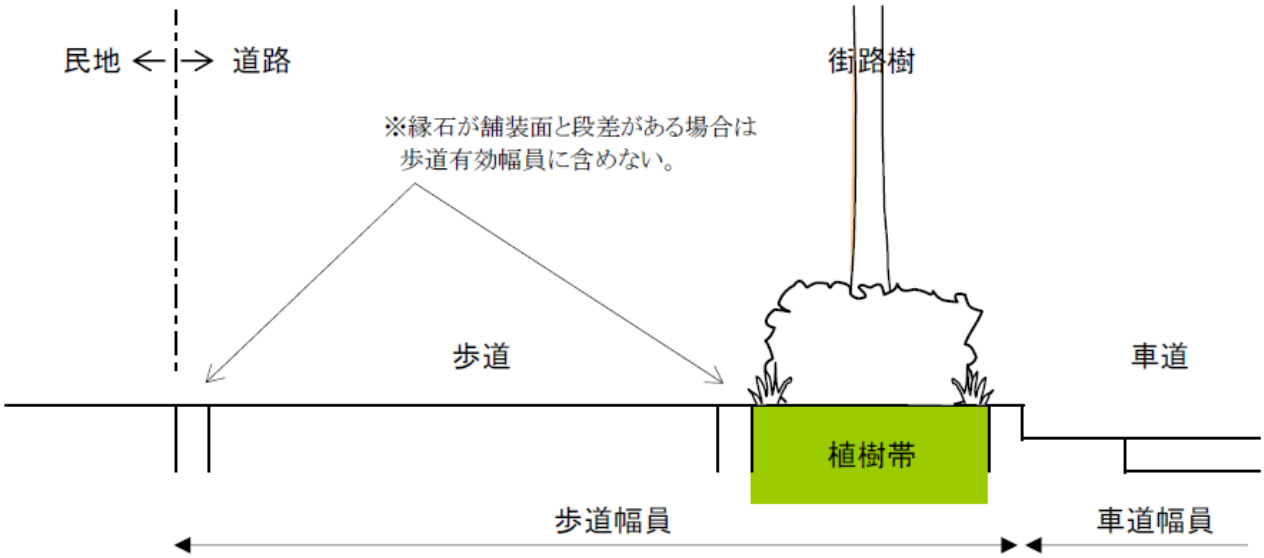

＜立面図＞

(3) 防護柵

ア 車両用防護柵の構造等

歩車道境界に設置する車両用防護柵は、ガードパイプを基本とする。既設防護柵がガードレールとなっている等やむを得ず路側用ガードレールとする場合、端部の袖はラバーガード形式を基本とする。撤去する場合の範囲は支柱間隔範囲（2m、4m）ではなく、乗り入れ部分にかかる最小限の撤去範囲とする。取付けボルト頭部は、丸型とすること（六角ボルト、袋ナットは使用不可）。

イ 転落防止柵の構造等

道路の下法がある場合は、1.2 メートルの高さの転落防止柵を設置すること。この場合の転落防止柵のビーム間や柱間の間隔は 150 ミリメートル以内とすること。

(4) 視覚障害者誘導用ブロック

必要と認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

ア 視覚障害者誘導用ブロックの設置について

視覚障害者誘導用ブロックの設置基準や設置例については、「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例【道路局】」及び「道路の移動等円滑化整備ガイドライン【国土技術研究センター】」を参照すること。

イ キャッチブロックの取り扱い

キャッチブロックは、地先の施設への誘導を目的として、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を行い、かつ、道路管理上の支障がないことを確認された場合に、歩道を横断する形で敷設することができる。

ウ 構造

ブロックによる整備を行うこと。だだし、設置箇所が橋梁上等によりブロックでの整備が適切でない場合はこの限りでない。

(5) 擁壁

擁壁の設計にあたっては、使用目的との適合性、構造物の安全性、耐久性、施工品質の確保、維持管理の容易さ等を考慮すること。

ア 適用

原則として、「道路土工　擁壁工指針（日本道路協会）」の各種基準等に適合する構造とすること。

イ 必要書類

(ｱ) 配置図、展開図、構造図（配筋図含む。）及び構造計算書

(ｲ) その他道路管理者が必要と認めた図書

(6) 中央分離帯

中央分離帯については、設置時に交通管理者及び地域住民と協議して安全対策のため設置した物であるため、個別路外施設の乗り入れのために撤去することはできない。ただし、消防署・警察署・救急病院等で緊急車両の出入りが多い場所についてはこの限りでない。

4 関連法令及び関連技術基準等

(1)　法令

ア 道路法

イ 道路構造令

ウ 車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令

エ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

オ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

カ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(2) 横浜市制定基準等（各所管課ホームページ参照）

ア 土木工事共通仕様書【財政局公共施設事業調整課】

イ 都市計画法第 32 条に基づく公共施設管理者協議基準【道路局維持課】

ウ 道路構造物標準図集【道路局技術監理課】

エ 横浜市道路占用許可基準【道路局管理課】

オ 道路台帳平面図（素図）作成・補正の手引【道路局道路調査課】

カ 道路照明施設設置基準【道路局施設課】

キ 土木工事施工要領【道路局技術監理課】

ク 横浜市下水道設計標準図（管きょ編）【環境創造局技術監理課】

ケ 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアル【健康福祉局】

コ 境界標特記仕様書【道路局技術監理課：土木工事施工要領第３編】

サ 横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書

シ 横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例【道路局】

ス 横浜市道路標識の寸法に関する条例【道路局】

セ 横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例【道路局】

ソ 横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例【道路局】

タ 横浜市街路樹設置基準【道路局】

(3) その他基準等

ア 道路構造令の解説と運用【日本道路協会】

イ 舗装の構造に関する技術基準【日本道路協会】

ウ 舗装設計施工指針【日本道路協会】

エ 舗装設計便覧【日本道路協会】

オ 舗装施工便覧【日本道路協会】

カ 立体横断施設技術基準・同解説【日本道路協会】

キ 道路標識設置基準・同解説【日本道路協会】

ク 道路土工各種【日本道路協会】

ケ 道路橋示方書・同解説【日本道路協会】

コ 防護柵の設置基準・同解説【日本道路協会】

サ 車両用防護柵標準仕様・同解説【日本道路協会】

シ 道路照明施設設置基準・同解説【日本道路協会】

ス 平面交差の計画と設計【交通工学研究会】

セ コンクリート標準仕様書【土木学会】

ソ 道路の移動円滑化整備ガイドライン【国土技術研究センター】

第4章 関連法令及び様式

1 関連法令

(1) 道路法

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条　道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

（道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

第五十七条　第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者

２　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一　道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二　道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（許可等の条件）

第八十七条　国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

(2) 道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則（横浜市）【市報掲載後有効】

（趣旨）
第１条　道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の規定により、道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持（以下「工事等」という。）を行おうとする場合の手続については、別に定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）
第２条　この規則で道路とは、法により道路管理者である横浜市及び横浜市長が管理する道路をいう。

（承認の申請手続）
第３条　工事等を行おうとする者は、次の事項が記された承認申請書並びに案内図、平面図、縦横断図、構造図及び現場写真等の図書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持を行おうとする場合は、この限りでない。
(1) 申請者の住所、氏名及び電話番号
(2) 工事をする場所
(3) 工事実施の目的
(4) 工事の内容
(5) 工事の総費用
(6) 工事の予定期間
(7) 施工者の名称、所在地、現場代理人及び緊急連絡先
２　市長は、工事等の計画の区域、規模その他の状況により、前項に規定する申請書に添付する図書の一部を省略させ、又は必要とする書類を添付させることができる。
３　第１項の承認申請書を提出した者は、次条の決定がなされるまでの間は、市長に書面を提出することにより申請を取り下げることができる。

（承認等の通知）
第４条　市長は、前条の規定による申請を受け、承認又は不承認を決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（着手及び完成の届出）
第５条　第３条の承認を受け工事等を施行する者（以下「施行者」という。）は、工事等の着手に際し、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（変更の届出）
第６条　施行者は、工事等の内容を変更しようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微と認める変更及び施行者の変更をしようとする場合は、市長に届け出ることをもって足りる。

（工事等の施行）
第７条　施行者は、工事等を施行するについては、市長の指定する職員の指示監督に従わなければならない。

（中止の届出）
第８条　施行者は、工事等を中止しようとするときは、市長に届け出て、その命ずる措置をとらなければならない。

（完了の届出）
第９条　施行者は、工事等が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（完了検査）
第 10 条　前条の規定による届け出を受けた市長は、工事等が適正に行われたかどうかを検査し、その結果を施行者に通知するものとする。
２　施行者は、前項の検査に協力しなければならない。
３　第１項の検査の結果、工事等が適正に行われていないと認めたときは、施行者にその手直し等を指示するものとする。

（工事等に要する費用）
第 11 条　工事等に要する費用は、法第 57 条の規定により施行者の負担とする。

（委任）
第 12 条　この規則の施行のために必要な事項は、道路局長が定める。

2 様式
(1) 道路工事等施行承認申請書

規則外様式

道路工事等施行承認申請書

年　　月　　日申請

＿＿＿＿＿土木事務所長

申請者　　住所
（法人の場合は名称 代表者の氏名）　氏名
（電話　　）

担当者　　氏名
（電話　　）

道路法第 24 条の規定により承認を受けたいので申請します。

工事場所	横浜市＿＿＿区			
工事目的	のため			
工事内容	種別	数量	種別	数量
	乗入れ施設（切下げ）	m		
工事総費用	円（税込）			
工事予定期間	年　月　日 ～　年　月　日			
施工者 会社名				
施工者 所在地				
施工者 現場代理人				
施工者 緊急時連絡先				
備考	切下げに伴う路面排水流入のリスクについて（歩道の無い場合） 【 □ 合意したうえで申請します 】 特殊ブロック使用時の車両下部損傷のリスクについて 【 □ 合意したうえで申請します 】			

※ 施工者：未定の場合は、その旨記載の上着手時に届け出ること。
(原則として、建設業法に基づく許可を得ている業者を選定)

※ 添付図書：案内図、平面図、縦横断図、構造図、現場の写真、道路台帳平面図及び区域線図の写し又は道水路境界調査図の写し、別途道路管理者が必要と認めた図書（登記事項証明書等及び公図の写し）

※ 提出部数：添付図書も含めて２部提出すること。

2 様式
(1) 道路工事等施行承認申請書(記載例)

規則外様式

道路工事等施行承認申請書

平成00年00月00日申請

△△　土木事務所長

申請者（法人の場合は名称 代表者の氏名）　住所 横浜市●区●●町 1-1
氏名 (株)●●建設　代表取締役　■■　■■
（電話 048−000−0000　）

担当者　氏名 (株)●●設計　■■
（電話 090−000−0000　）

道路法第 24 条の規定により承認を受けたいので申請します。

工事場所	横浜市△△区　●●町1−2−3地先			
工事目的	乗入れ施設設置　のため			
工事内容	種別	数量	種別	数量
	乗入れ施設（切下げ）	00m		
	防護柵撤去	00m		
工事総費用	000,000　円（税込）			
工事予定期間	平成00年00月00日　～　平成00年00月00日			
施工者	会社名	(株)●●建設		
	所在地	横浜市●区●●町 2-2-2		
	現場代理人	■■　■■		
	緊急時連絡先	090−000−0000		
備考	切下げに伴う路面排水流入のリスクについて（歩道の無い場合） 【　□　合意したうえで申請します　】 特殊ブロック使用時の車両下部損傷のリスクについて 【　□　合意したうえで申請します　】			

※　施工者：未定の場合は、その旨記載の上着手時に届け出ること。
(原則として、建設業法に基づく許可を得ている業者を選定)

※　添付図書：案内図、平面図、縦横断図、構造図、現場の写真、道路台帳平面図及び区域線図の写し又は道水路境界調査図の写し、別途道路管理者が必要と認めた図書（登記事項証明書等及び公図の写し）

※　提出部数：添付図書も含めて２部提出すること。

2 様式
(2) 道路工事等取下届

規則外様式

道路工事等取下届

年　　月　　日届出

_____土木事務所長

申請者　　住所
（法人の場合は名称 代表者の氏名）　氏名
（電話　　）

担当者　　氏名
（電話　　）

次のとおり申請を取り下げるので届けます。

工事場所	横浜市_____区
申請年月日	年　　月　　日
取下げ理由	

※　提出部数：1部提出すること。

2 様式
(2) 道路工事等取下届（記載例）

規則外様式

道路工事等取下届

平成00年00月00日届出

△△ 土木事務所長

申請者　住所 横浜市●区●●町 1-1
（法人の場合は名称 代表者の氏名）　氏名 (株)●●建設　代表取締役　■■　■■
（電話 048−000−0000　）

担当者　氏名 (株)●●設計　■■
（電話 090−000−0000　）

次のとおり申請を取り下げるので届けます。

工事場所	横浜市 △△ 区　●●町1−2−3地先
申請年月日	平成00年00月00日
取下げ理由	土地利用計画がなくなったため

※　提出部数：1 部提出すること。

規則外様式

道路工事等[着手・変更・中止・完成]届

年　　月　　日届出

_____土木事務所長

申請者　　住所
（法人の場合は名称 代表者の氏名）　氏名
（電話　　）

担当者　　氏名
（電話　　）

次のとおり工事を[着手・変更・中止・完成] するので届けます。

承認年月日及び番号		年　　月　　日 横浜市　____土指令第　　号
工事場所		横浜市_____区
施工者	会社名	
	所在地	
	現場代理人	
	緊急時連絡先	
着手年月日 （着手時記載）		年　　月　　日
完成予定年月日 （着手時・変更時記載）		年　　月　　日
完成年月日 （完成時記載）		年　　月　　日
変更内容 （変更時記載）		

※　提出部数：1部提出すること。

※　添付図書 着手届：なし
変更届：変更内容がわかる図書
中止届：道路工事等施工承認書の原本
完成届：工事施工写真（施工前、施行中、完成）

2 様式
(3) 承認後各種届[着手・変更・中止・完成] (記載例)

規則外様式

いずれかに○

道路工事等[着手・変更・中止・完成]届

平成00年00月00日届出

△△ 土木事務所長

申請者 住所 横浜市●区●●町 1-1
(法人の場合は名称 代表者の氏名) 氏名 (株)●●建設 代表取締役 ■■ ■■
(電話 048−000−0000)

担当者 氏名 (株)●●設計 ■■
(電話 090−000−0000)

いずれかに○

次のとおり工事を[着手・変更・中止・完成] するので届けます。

承認年月日及び番号		平成00年00月00日 横浜市 △△ 土指令第 0000 号
工事場所		横浜市 △△ 区 ●●町1−2−3地先
施工者	会社名	(株)●●建設
	所在地	横浜市●区●●町 2-2-2
	現場代理人	■■ ■■
	緊急時連絡先	090−000−0000
着手年月日 (着手時記載)		平成00年00月00日
完成予定年月日 (着手時・変更時記載)		平成00年00月00日
完成年月日 (完成時記載)		平成00年00月00日
変更内容 (変更時記載)		工期の延長

※ 提出部数：1部提出すること。

※ 添付図書 着手届：なし
変更届：変更内容がわかる図書
中止届：道路工事等施工承認書の原本
完成届：工事施工写真（施工前、施行中、完成）

2 様式
(4) 申請隣接地の所有者の同意届出書

規則外様式

申請隣接地の所有者の同意届出書

年　　月　　日届出

_____土木事務所長

申請者　　住所
（法人の場合は名称 代表者の氏名）　氏名
（電話　　）

担当者　　氏名
（電話　　）

道路法第 24 条の規定により施工承認を申請するに当たり、工事内容について説明を行った上で、次のとおり申請隣接地の所有者の施工同意を得ましたので、届け出ます。

土地の所在 （区名　町名　地番）	同意者（所有者）	
	住所	氏名 ㊞

※　署名により、氏名の記入及び押印に代えることができます。
※　申請隣接地の所有者一人につき一枚作成すること。
※　登記事項証明書等及び公図の写しを添付すること。

2 様式
(4) 申請隣接地の所有者の同意届出書（記載例）

規則外様式

申請隣接地の所有者の同意届出書

平成00年00月00日届出

△△　土木事務所長

申請者　　住所 横浜市●区●●町 1-1
（法人の場合は名称 代表者の氏名）　氏名 (株)●●建設　代表取締役　■■　■■
（電話 048−000−0000　）

担当者　　氏名 (株)●●設計　■■
（電話 090−000−0000　）

道路法第 24 条の規定により施工承認を申請するに当たり、工事内容について説明を行った上で、次のとおり申請隣接地の所有者の施工同意を得ましたので、届け出ます。

土地の所在（区名　町名　地番）	同意者（所有者）	
	住所	氏名 ㊞
△△区●●町 3-3	●●区●●町 4-4	◆◆　◆◆　㊞

※　署名により、氏名の記入及び押印に代えることができます。
※　申請隣接地の所有者一人につき一枚作成すること。
※　登記事項証明書等及び公図の写しを添付すること。

2 様式
(5) 乗入れ施設用簡易図面（平面図・断面図）

乗入れ施設用簡易図面（平面図・断面図）

●すり付け型

舗装構成　：＿＿＿＿（記号）　　車種別区分：＿＿＿＿（記号）

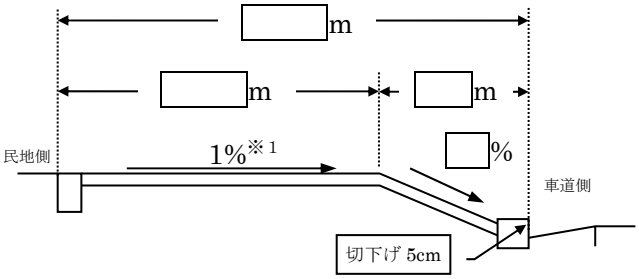

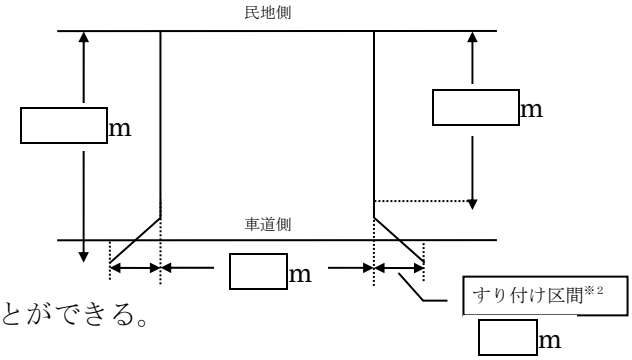

※1　周辺状況等によりやむ得ない場合、2%以下とすることができる。
※2　60～180cm を標準とする

●全面切下げ型

舗装構成　：＿＿＿＿（記号）　　車種別区分：＿＿＿＿（記号）

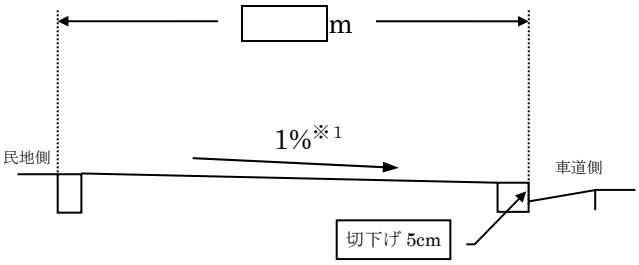

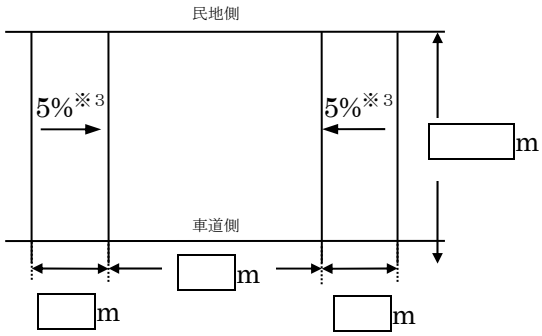

※3　周辺状況等によりやむ得ない場合、8%以下とすることができる

アスファルトコンクリート舗装・半たわみ舗装

区分 記号	区分 総重量区分	車種	舗装構成 表層	中間層	基層	路盤（RC-40）	合計厚	適用
a	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	4cm（開粒）			10cm	14cm	個人住宅用
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	10cm	20cm	
b	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	5cm（開粒）			15cm	20cm	上記以外（駐車場等）
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	10cm	20cm	
c	2t以上4.5t未満	4t積トラック・特殊車	5cm（開粒）			25cm	30cm	特殊車は、その車両の総重量により、a～fの区分を行うこと。
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	20cm	30cm	
d	4.5t以上8t未満	4t積トラック・特殊車・小型マイクロバス（定員19～29名）	5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	25cm	35cm	
e	8t以上20t未満	8t積・11t積トラック・特殊車・大型バス（定員76～95名）	5cm（半たわみ）	5cm（粗粒(20)）	5cm（粗粒(20)）	35cm	50cm	
f	20t以上25t未満	16t積トラック・特殊車・セミトレーラー	5cm（半たわみ）	5cm（粗粒(20)）	5cm（粗粒(20)）	40cm	55cm	

※ 総重量：車両重量最大積載重量乗車定員重量（1名55kg）
※ 上記の舗装構成は乗入れ幅員（表－1）の範囲とし、すりつけ部は歩道一般部と同一構成とします。
※ 耐久性等を考慮して、上記表の同等以上の舗装構成に変更することができる
※ 耐久性や景観等を考慮して、表層（区分a, b, c）は半たわみ舗装とすることができる

平板ブロック

区分 記号	区分 総重量区分	車種	舗装構成 平板ブロック	敷砂	基層	路盤（RC-40）	合計厚	適用
a	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	6cm	3cm	4cm（粗粒(20)）	10cm	23cm	個人住宅用
b	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	8cm	3cm	4cm（粗粒(20)）	15cm	30cm	上記以外（駐車場等）

※ 総重量：車両重量最大積載重量乗車定員重量（1名55kg）
※ 上記の舗装構成は乗入れ幅員（表－1）の範囲とし、すりつけ部は歩道一般部と同一構成とします

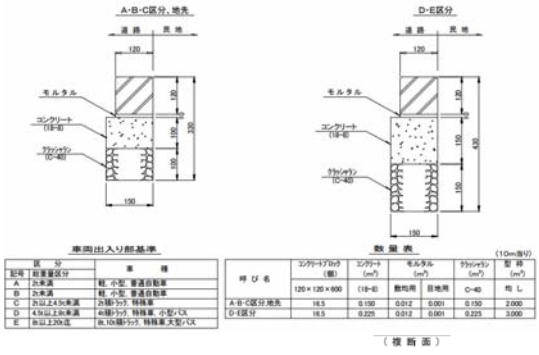

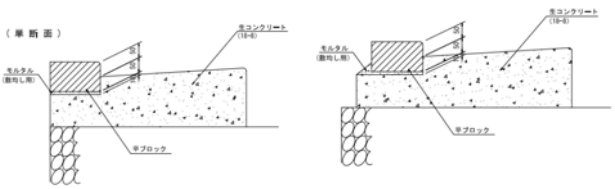

車種別区分 区分	車種	形状 車両長さ	車両幅	乗入れ幅員（斜ブロックを除く。）
1	軽（乗用車・トラック等）	3.4m以下	1.48m以下	2.4m以下（ブロック4本）
2	小型（乗用車・トラック等）	4.7m以下	1.7m以下	4.2m以下（ブロック7本）
3	普通乗用車	5.28m以下	1.89m以下	
4	大型（乗用車・トラック等）	7.5m以下	2.5m以下	7.8m以下（ブロック13本）
5	大型（乗用車・トラック等）	10.0m以下	2.5m以下	9.6m以下（ブロック16本）
6	大型（乗用車・トラック等）	12.0m以下	2.5m以下	10.8m以下（ブロック18本）

※ 歩車道境界ブロックは標準0.6m

2 様式
（5）乗入れ施設用簡易図面（平面図・断面図）**（記載例）**

乗入れ施設用簡易図面（平面図・断面図）

●すり付け型

舗装構成　：**a**（記号）　　車種別区分：**1**（記号）

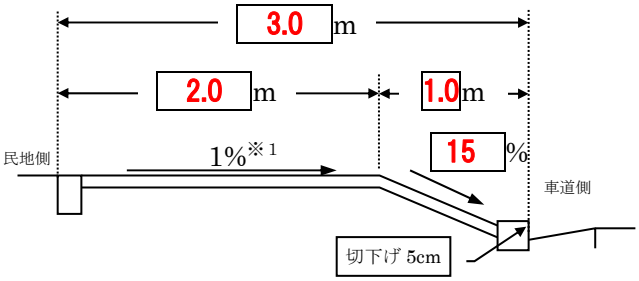

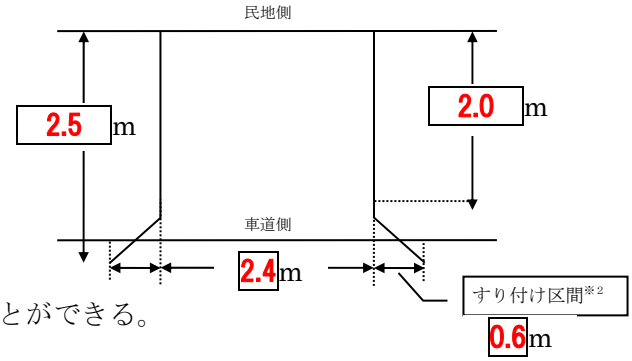

※1　周辺状況等によりやむ得ない場合、2%以下とすることができる。
※2　60～180cm を標準とする

●全面切下げ型

舗装構成　：**c**（記号）　　車種別区分：**3**（記号）

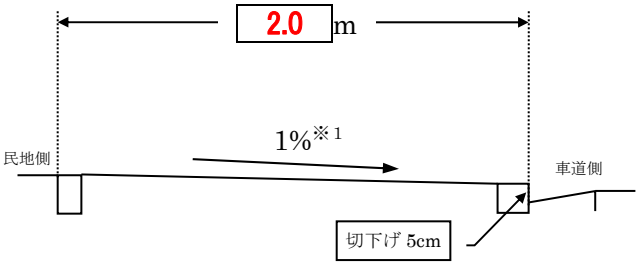

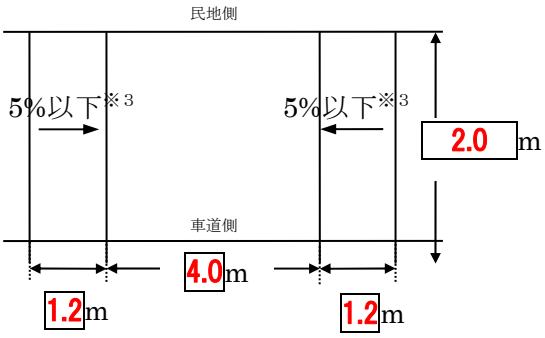

※3　周辺状況等によりやむ得ない場合、8%以下とすることができる

アスファルトコンクリート舗装・半たわみ舗装

区分 記号	区分 総重量区分	車種	舗装構成 表層	舗装構成 中間層	舗装構成 基層	舗装構成 路盤（RC-40）	舗装構成 合計厚	適用
a	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	4cm（開粒）			10cm	14cm	個人住宅用
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	10cm	20cm	
b	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	5cm（開粒）			15cm	20cm	上記以外（駐車場等）
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	10cm	20cm	
c	2t以上4.5t未満	4t積トラック・特殊車	5cm（開粒）			25cm	30cm	特殊車は、その車両の総重量により、a～fの区分を行うこと。
			5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	20cm	30cm	
d	4.5t以上8t未満	4t積トラック・特殊車・小型マイクロバス（定員19～29名）	5cm（半たわみ）		5cm（粗粒(20)）	25cm	35cm	
e	8t以上20t未満	8t積・11t積トラック・特殊車・大型バス（定員76～95名）	5cm（半たわみ）	5cm（粗粒(20)）	5cm（粗粒(20)）	35cm	50cm	
f	20t以上25t未満	16t積トラック・特殊車・セミトレーラー	5cm（半たわみ）	5cm（粗粒(20)）	5cm（粗粒(20)）	40cm	55cm	

※　総重量：車両重量最大積載重量乗車定員重量（1名55kg）
※　上記の舗装構成は乗入れ幅員（表－1）の範囲とし、すりつけ部は歩道一般部と同一構成とします。
※　耐久性等を考慮して、上記表の同等以上の舗装構成に変更することができる
※　耐久性や景観等を考慮して、表層（区分a, b, c）は半たわみ舗装とすることができる

平板ブロック

区分 記号	区分 総重量区分	車種	舗装構成 平板ブロック	舗装構成 敷砂	舗装構成 基層	舗装構成 路盤（RC-40）	舗装構成 合計厚	適用
a	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	6cm	3cm	4cm（粗粒(20)）	10cm	23cm	個人住宅用
b	2t未満	軽自動車・小型乗用車・普通自動車	8cm	3cm	4cm（粗粒(20)）	15cm	30cm	上記以外（駐車場等）

※　総重量：車両重量最大積載重量乗車定員重量（1名55kg）
※　上記の舗装構成は乗入れ幅員（表－1）の範囲とし、すりつけ部は歩道一般部と同一構成とします

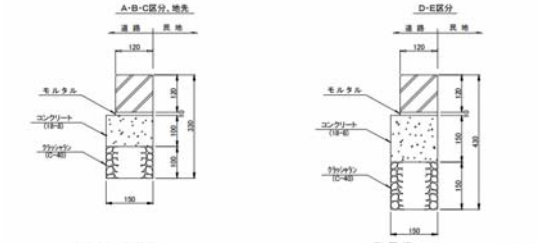

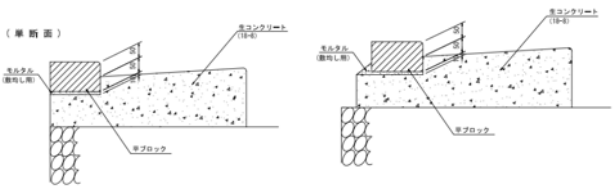

車種別区分 区分	車種	形状 車両長さ	形状 車両幅	乗入れ幅員（斜ブロックを除く。）
1	軽（乗用車・トラック等）	3.4m以下	1.48m以下	2.4m以下（ブロック4本）
2	小型（乗用車・トラック等）	4.7m以下	1.7m以下	4.2m以下（ブロック7本）
3	普通乗用車	5.28m以下	1.89m以下	
4	大型（乗用車・トラック等）	7.5m以下	2.5m以下	7.8m以下（ブロック13本）
5	大型（乗用車・トラック等）	10.0m以下	2.5m以下	9.6m以下（ブロック16本）
6	大型（乗用車・トラック等）	12.0m以下	2.5m以下	10.8m以下（ブロック18本）

※　歩車道境界ブロックは標準0.6m

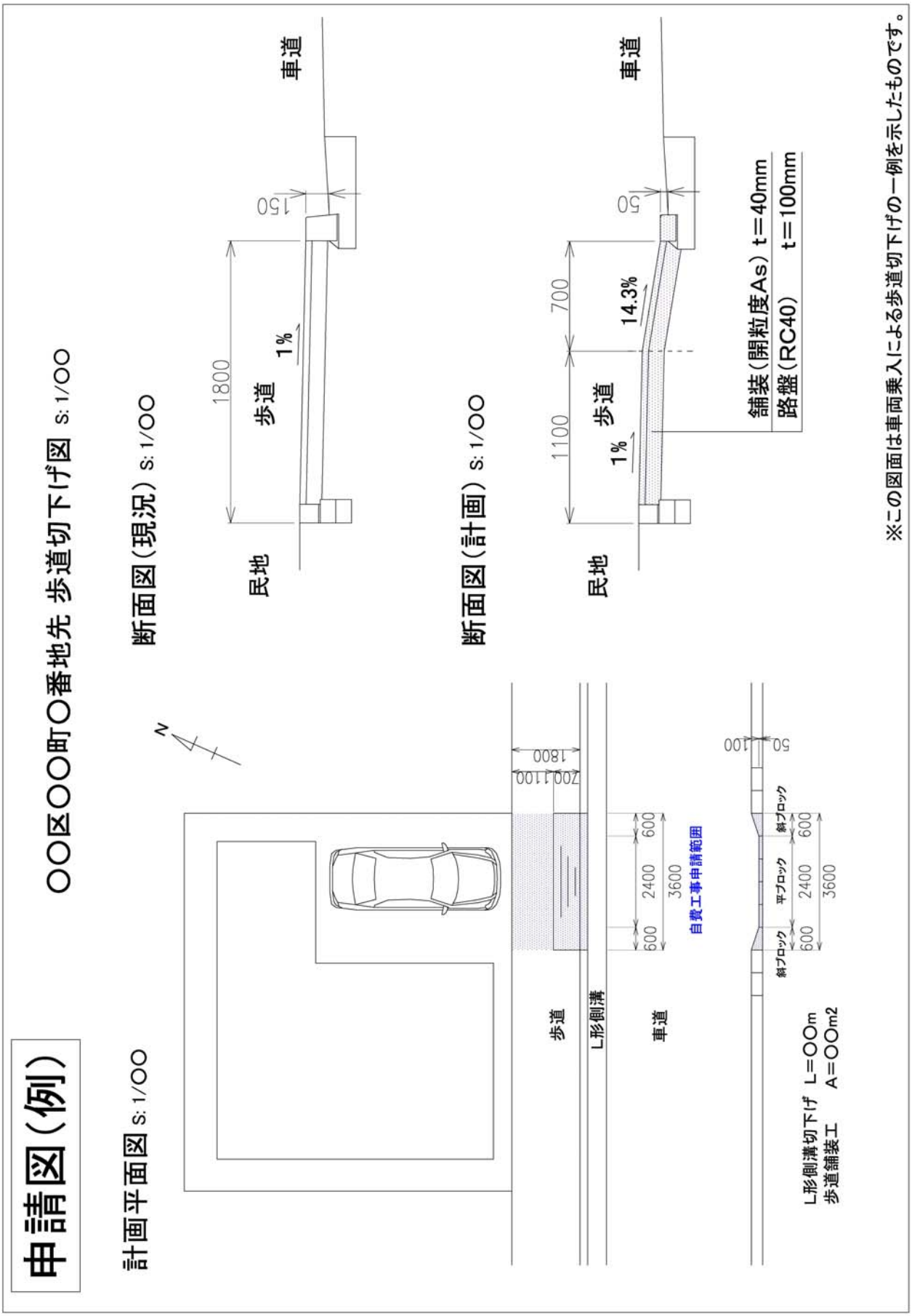
申請図（例）
○○区○○町○番地先 歩道切下げ図 S: 1/○○
計画平面図 S: 1/○○
N
歩道
L形側溝
車道
1800
700
1100
600
2400
3600
自費工事申請範囲
断面図（現況） S: 1/○○
民地
歩道
車道
1800
150
1%
断面図（計画） S: 1/○○
民地
歩道
車道
1100
700
50
1%
14.3%
舗装（開粒度As） t=40mm
路盤（RC40） t=100mm
斜ブロック
平ブロック
斜ブロック
600
2400
600
3600
50
100
L形側溝切下げ L=○○m
歩道舗装工 A=○○m2
※この図面は車両乗入による歩道切下げの一例を示したものです。